

チューダー期イギリス法史学史覚え書

——十七世紀イギリス憲法史における法の連続性の問題に関連して——(その二)

佐々木 信

目次

- 序 本稿の試みについて
- 一 チューダー期の歴史家達(法学論集第12号所収)
 - 二 チューダー期「英国史」観(本号所収)
 - 三 Antiquarian Society・そのコモン・ロー的色彩
 - 四 「歴史的」コモン・ロー観ならびに議会派の歴史理論
- 結語

二 チューダー期「英国史」観

〈はじめに〉 (一) 本稿、以下の部分は、本稿「序」に示した目的をもって、チューダー期(一四八五—一六〇三)

チューダー期イギリス法史学史覚え書(佐々木)

における英国史記述・英国史研究にみられた英国史解釈すなわち英国史観のありかたをごく簡単に示そうとするものである。ただし、本稿は、以下のことを格別に重要視するものである。すなわち、チューダー期における英国史観を扱かうについては、その期間の長期にわたることはべつにしても、存在したと考えられる英国史観が複数であったこと、チューダー期における歴史研究すなわちイングランドでの英国史研究なる学的営為それ自体について認められる基礎的諸条件、換言すれば、英国史研究に内在し、あるいは外在した歴史研究上の諸状況の複雑さのために、個性的に困難をとまなうであろうということが、由来、強調せらるべきこととして考えられてきたこと、まず、これである。けだし、イギリスにおける英国史研究を主として考える意味での歴史研究が漸く近代の様相、実質を得はじめた時期は、ほかならぬこの時期であったし、とりわけ、イギリスにおいては、一般にいわれるいわゆるルネサンス的諸状況のうちにあつて、その重要な部分をなした、諸々の中世的伝統との対峙ということが、歴史研究において課された時期であつた。しかも、このような時代的責務に面して、イングランドは、異例ともおもえる程の多数の歴史家を輩出し、さらに、そこに多様な歴史思想、学的営為をみたのであつた。そして、英国史研究は、このような歴史研究の主要な営為であつたのである。⁽¹⁾ また、英国史観は、このような英国史研究を導びき、あるいは、混乱におとし入れた観念なり思想なりであつた。そして、英国史観それ自体についてはべつにしても、歴史研究を含めたかかる事情には、衆知のように、いわゆるルネサンス史研究はもとより、法史の分野において、ルネサンス史研究独自の解釈、およびイギリス史研究に固有の歴史解釈、双方の面から、複雑な理解が示されてきたことであつたのである。

(1) 以上に述べたことは、比較的親しまれていると考えられるイギリス史学史固有の歴史解釈の問題はもちろんの

ことであるが、さらに具体的には、つぎのような諸問題検討が、とくに本稿のような試みにつき想定されるであろうということにほかならない。すなわち、たとえば、チューダー期歴史家による中世的英国史観の容認と排除の実際からチューダー期英国史観を考える必要があること、および、このことから派生する諸問題、チューダー期における歴史研究の水準、とくに、大陸ルネサンス的歴史研究の影響を考慮した進展、および、もし、あるとすれば、そのチューダー的ヴァリエーションの確定の問題、なお、こうした諸問題についてはときに周辺にあるとは考えられるにせよ、基礎的といえる印刷、教育等の進展から考えられる歴史研究の一般的基盤の形成の問題、などに関する多様な検討がこれである。

(三) しかし、本稿においてこのすべてについてことを示そうとすることは、事実上できることではないし、また、本稿の目的、性質上、ただちになすべきことではないとすべきであろう。本稿は、関連する最近の史学史研究の成果によりつつ、⁽²⁾ひとまず、チューダー期において、「英国史 (British History)」なる指称のもとに、どのようなことが考えられ、英国史研究についてのどのような問題がそこに生じたかを、本稿の範囲内で、いわば管見しようとするものである*。

*もつとも、このような仕事は、さきに触れたように、筆者のような者にとっては、あまりなじまなかった仕事であり、その結果、場合によっては見当違いな推論がそこに生ずるかも知れないので、この管見の仕事は、心ゆくまでというわけにはいかない。しかし、たとえば、つぎのよう考慮はこれを前提としている。すなわち、チューダー期における歴史研究上の重要問題は、宗教改革後のイギリスにおける新・旧信教体制(教会)の継続性主張のための、その正当化問題であった。ただし、この場合、法的主張が、ただちに、直接にそこにあったという意味ではない。この問題についての考え方が、法的な色彩を帯び

るについては、またべつに説かれなければならない別種の理論構成つまり、法史的理論構成があった。そして、かかる面をあきらかにする前提として、本稿この部分に扱われたことが念頭におかれると考えられるわけである。

(1) チューダー期における英国史研究事例は、厳密にいつて、歴史研究として概括化すべきではない。すくなくとも、体系的といえる歴史理論を得た歴史研究とは異なった学的営為事例をまずはみるべきであろう。そこには、当時においても、今日においても古事学研究として理解すべきものが多かったと考えられる。そして、その古事学的研究は、本稿においてもこれを示すように、十六世紀初頭におけるローマ的古事学研究によって発足せしられ、リーランドにより、そのいわば設計図があきらかになったものである。しかし、このような古事学研究も、すくなくとも、近代的历史研究が発足するとみられるまでは、歴史研究の直接の母胎としては他に代替すべき営為をもたないという意味で、英国史研究であったとすべきではあるまいか。歴史研究としての英国史を得るためには、十六世紀後半、それも、末期をまたなればならなかったのである。そこで、ここではチューダー期英国史研究なる学的営為を云々する場合、この歴史研究出現の過程に認めなければならない古事学的研究を含めていうこととして論をすすめなければならぬと考える。なお、F・ベーコンは、歴史研究の体系化のうちで、古事学研究をつぎのように示していた。“When industrious persons, by an exact and scrupulous diligence and observations, out of monuments, names, words, proverbs, traditions, private records and evidences, fragments of stones, passages of book that concern not story, and the like, deserve and recover somewhat the deluge of time.” (Bacon, F., *Advancement of Learning*, ii. c. 6.—Works (Spedding's Ed.) N, 234)

(2) イギリス史研究についての史学史研究はかならずしも早くからなされてはいない。しかし、最近において、ここにあげたような諸問題の提起なり、解明なりが、全体として伝統的な史観にたいし、かなり行なわれてきたことは知られていることである。このよきな事情については、Elton, G. R., *Modern Historians on British History 1485—1945/A Critical Bibliography 1945—1969* (Methuen., 1970), p. 187 および本稿(その一)六七—八頁脚註⑥所掲文献、その他、D. R. Kelley, *History, English Law and the Renaissance*, 65 Past and Present, pp. 24—51を参照されたい。なお、これらの諸研究の方向は、すぐれて歴史学的な憲法史論の方向にあるといえよう。本稿は、全体としてこれらの研究事例を検討す

る機会をべつに考えている。

〔一〕 チューダー期における中世英国史観

(一) チューダー期に知られていたと考えられる、イングランドにおける、もつばらイングランド史に関するべき歴史著作は、六世紀中葉に始まるとみてよい。すなわち、ギルダスの著作・*Gildas' De Excidio Britanniae et conquestu.* (c. 540) がかかる著作の最初の事例であり、⁽¹⁾以後、ネンニウス・*Nennius* をはじめとする中世的歴史著作、⁽²⁾ブリテンおよびアングロ・サクソンの各種年代記、伝記が多数、しかし、多年に亘って産出した。⁽³⁾

しかしながら、これらの著作が古典古代における歴史著作の意味で、あるいは、今日の意味で歴史的著作たり得たかという点、中世における歴史著作が、そこに内在する自己批判の事例をも含めて、概してその書かれた時代に関する有益な史料であるということ、あるいは、書かれた事柄が史実とまったく無関係ではない場合を含んでいる、といった留保は許されるにせよ、中世歴史著作特有の非歴史的性⁽⁴⁾をもっていたという意味で、否定的な答をここになさざるを得ないというべきであらうし、事実、歴史著作に真の歴史精神が注ぎこまれるにはいわゆるルネサンス期とくに十六世紀以降をまたなければならなかったことは衆知のことである。⁽⁵⁾そして、今日までの研究によるならば、この事情は、イングランド古史についてとくに、あきらかであった。中世におけるほとんどのイングランド古史は神話的、伝說的、つまり非歴史的に考えられ、描かれたのであった。そこでまず、ここで、このように描かれたイングランド古史にみられる中世英国史観につき、その特徴を簡単に示しておきたい。

(イ) 初期教会年代記もしくはキリスト教神学的特徴・中世におけるイギリス古代史著作は、イングランドに棲んだ最初の人々に関して、「創世紀」による説明を試み、さらに、そこに、人間行為を支配する神の意図、神の計画を認めた。この点は、中世史学史研究においては、ときに、ユダヤ的キリスト教的遺産として指摘され、加うるに、古事学的には、ローマ的古事研究の欠除、ローマ建国伝説的歴史記述として指摘されている点である。⁽⁷⁾

(ロ) フランク史もしくはヨーロッパ史としての構成もしくはその継承・後述するように、中世英国史は、実質的には、フランク(その実は当時のヨーロッパ世界)の古史の延長線上、もしくは、その一部または分枝として描かれている。中世英国史はトロイ伝説およびその延長線上のブルタス伝説、さらには、ケルト神話にその源泉をもつと考えられるアーサー王伝説を、その古史として説いていた。トロイ伝説は、ローマの詩人・ヴェルギリウスに源流をもち、七世紀に、フランク・メロヴェ王朝の、ついで、同・カロリング王朝の公史となっていた。⁽⁸⁾そして、このようなブルタス伝説ならびにアーサー王伝説は、九世紀英国史家ネンニウス・Nennius (*Historia Brittonum*, c. 830) にはじめてその姿を現わしている。⁽⁹⁾

(ハ) 中世英国史観の非歴史的性格・歴史が証拠の理論によって描かれるべきであるとするならば、(イ)、(ロ)に示した特徴をもった中世英国史は、実質的には、歴史とは縁遠い単なるロマンティックな伝説であった。しかし、いわゆる古典古代にたいするフランク人の、みずからが同系の文明人たることの主張、ならびに聖書の普遍史思想の一環としての歴史観念に、さらに、ブルタス伝説の許容という要素を加えてかかる英国史が構成されたことは、これを、単に非歴史的、中世ロマンス的としてみるべきではなく、イギリス史のヨーロッパ(フランク)的構成として、より強く印

象づけられるであろう。ただし、そこには、もちろん、北海帝国を象徴するアーサー王伝説を通じて、イギリス的特色を認むべきであるとする留保が認められることは、後述する通りである（本稿七一頁参照）。

(二) (1) 中世英国史著作は、年代記、伝記を含めて多様であったといえるであろう。しかし、イギリス古代史にかかわる、これまでのべてきた中世英国史観を伝えてもっとも影響力のあった著作は、ジョフロワ・オヴ・モンムート Geoffrey of Monmouth (d. c. 1155) の著作 *Historia Regum Britanniae* (c. 1135) であつた⁽¹⁰⁾。本書は、前述のブルタス伝説を含み（したがってトロイ伝説を前提とする）、アーサー王伝説ならびにリア王伝説、さらに、チューダー王朝周辺に不可解な精神的支持を与えたマーリン予言 (Prophecy of Merlin) なる説話を含んでおり、中世英国史観の完成版であつたといえるであろう。

(四) ジョフロワ・オヴ・モンムートの英国史観がどのようにして成立したか、同時代、すくなくとも十二世紀における知的発展、そのなかには、イングランドのみならずヨーロッパ各地に生まれた歴史著作の輩出も含まれよらなければならない⁽¹²⁾。どのよう位置を占めるかといった問題は中世史学史上の重要な問題であり、それ自体研究心をそそるものである。しかし、ここでは、単に、かれの著作がかかる十二世紀的所産であつたことの指摘とともに、同時代にすでに、同書を読まないことは恥辱であるというほどの流布をみたこと⁽¹³⁾、中世英国史の教科書であつたと、また、のちに示すように、年代記から年代記へ許容・合体せられ、詩材となり、異説を排し、そこに含まれた先例は議会で引用され、国王のスコットランド支配の理由として引用され、国王財政支出の正当理由として用いられた等々の指摘がなされたこと⁽¹⁴⁾、その故に、本稿次節に示すように、以後、十六、七世紀においてその信ぴょう性が論争の

まとまったことを指摘しておきたい。

(14) ジョフロワのブルタス伝説は、みぎにのべたようなその後の年代記著作への許容・合体により、「共通ブルト (Common Brut) 伝説」と目され、以後、単にブルト (Brut) という名をもって標記されているとみてよいであろう。その伝説はおおむねつぎの通りである。⁽¹⁵⁾

(i) ほぼ紀元前一七〇年頃、トロイ人ブルタス・Brutus がブリテン島に至り、当時、この島を占拠していた巨人を征服し (巨人伝説)、Trinovantum (or New Troy) と呼ばれていたロンドンを建設し、かれの死後、長子はイングラント、次子はスコットランド、第三子はウェールズを領有した。しかし、スコットランド王の死後、長子・イングラント王の系統が全王国を領有するにいたった。その後、約一世紀後、イングラント王がゴールおよびゲルマニアを征服し、紀元前九〇〇年頃の王 (Baldu) の息がリア王 (King Lear) である。この王朝の次の王朝の王 (Dunwallo Molmutius) の息、ベリナス (Belinus) およびブレンナス (Brennus) が、紀元前五〇〇年頃、ゴールを征服し、ローマを占有した。また、ベリナスの息はデンマークを服従せしめた。その後この王朝は五十代を数え、カッシベラス (Cassibellanus) に至る。この王の兄弟がその名をロンドンに与えたルド (Lud) であり、時代は漸く、カエサルのブリタニア遠征 (紀元前五五年) の時代となる。カエサルの退却後、ブリタニアはローマと結びつく。⁽¹⁶⁾

(ii) ローマのブリタニアからの撤退 (四一〇年) 後については、三つの物語、すなわち、ブリトン人の王、ヴォーテジャーンの物語 (the story of Vortegirn)、サクソン人の侵入物語、マーリン (Merlin) の六世紀から十二世紀にかけての予言物語が語られ、最後の物語が、アーサー王伝説を含んでもっとも重要である。その要点はつぎの通りである。

サクソン人の侵入後、ブリトン人は彼らとの戦いを続けるがヴァオテジャーインと同一視されるアムプロシウス王 (Aurelius Ambrosius, 名の示唆するようにローマ生れである。) がサクソン人を制した。⁽¹⁷⁾ この王の甥で、アムプロシウスの兄弟であるつぎの王の子が、ネンニウス (前出) 以来その姿を現わしている英雄アーサー王であった。彼はサクソン人を征圧したのみならず、ピクト人、スコット人を制し、のちに「北海帝国」と目されることになる、アイルランド、アイスランド、スウェーデン、オークニー諸島、ノルウェー、デンマーク、ゴールの征服の後、ローマへ進もうとしたが、ブリテンに帰り、アヴァロンに姿を消す。アーサーの後、サクソン人、アフリカ人によりブリトン人はウエールズとコーンウォールに封じ込められ、その後、小康を得るも、サクソン人に圧倒されたブリトン人は将来の復興を期し、ウエールズに逼塞するにいたる。

以上の物語は、予言者マーリンの予言 (前出) に相応するものと考えられる。⁽¹⁸⁾

(6) ほぼ以上の事柄を内容とするジョフロワの物語は、大ブリテンに伝わる架空の史伝であり、それは、たしかに、歴史とはいえなかったであろう。しかしながら、そこに、フランス人とイギリス人との領土主権をめぐる角遂の反映、イギリスの側からいえば、ヘンリ一世のフランス内領土占有の正当化理論、すなわち、予言とそれにもとずいた事実に裏付けられた法の主張の根拠となる物語をみる事ができるであろう。⁽¹⁹⁾ その意味で、ジョフロワの著作は、まさしく、イギリス十二世紀の政治と外交とを反映しているとみることができるとであろう。また、アーサー王伝説を伝説そのものとしてみる場合、そこに、ケルト神話、ならびに、ウエールズの伝説、とくにそのウエールズとの結びつき (アーサー以後ブリトン人はウエールズに封じ込められていると考えられている) は、とくにウエールズ出のチューダー朝

にとって重要な意味をもった。

(四) ジョフロワの展開した英国史は以上のようにして、歴史であるより、ひとつの、きわめて政治的な観念である。その源泉は、今日においては、神話研究、伝説研究によって、ヨーロッパ・ゲルマン、スカンジナビア・ゲルマンの神話・伝説と類縁性をもつケルト神話に求められるであろう。また、歴史記述としては同時代人すらこれにたいして懐疑的であったことが知られている。⁽²⁰⁾しかし、ジョフロワの事例は、このような一種のロマンスが歴史記述を導びいた事例として印象づけられ、⁽²¹⁾その故に、ひとつの英国史観を示したということができるであろう。しかし、このようなことは、十二世紀においてよりは、ほかならぬ十六世紀、すなわち、チューダー期歴史著作について、もっとも直サイにいえることであった。

(1) 本書の標準版はモムゼン (I. Mommsen) 版 (*Monumenta Germaniae Historica, Auctorum Antiquissimorum*, xiii, *Chronica Minora*, Bd. 3, 3—85 ss. 所収) である。英訳: *Gildae de Excidio Britanniae*, ed. H. Williams (*Cymmrodon Record Series*, no. 3, 1899, 1901, 2 pts. に収められている): チューダー期における本書の編刊については、後述八二頁および八八頁所掲脚註を参照されたい。

(2) ネンニウスの書の標準版もたモムゼンによる (M. G. H. (*supra*), ss. 113—219)。他に F. Lot, *Nennius et l'Historia Brittonum*, Bibliothèque de l'École des Études, fasc. 263 (Paris 1934) 所収がある。中世伝説アーサー王伝説はネンニウスにはじめて姿を現わす。

(3) 六世紀中葉からエドワード一世治世 (一二七〇—一二七二) にかけて、かかる史書の数は一四〇点余にのぼる。A. Gransden, *Historical Writing in England c. 550—1307* (Routledge & Kegan Paul, 1974), Appendix D. 参照。

(4) 中世歴史著作の非歴史的性格は、歴史における証拠の理論の施用の不存在のみならず、時代錯誤とも評さるべき歴史的展望のなさとして説かれるであろうと考えられる。本稿所掲の中世英国史観はこれを証するものと理解する。

- (5) この問題については、とくに Fussner, F. S., *The Historical Revolution* (Routledge, 1962). 79 E. H. R., 411 が重要である。
- (6) この点については、一般的には、P. Burke, *The Renaissance sense of the Past* (Edward Arnold, 1969), pp. 14-18. および B. Smalley, *Historians in the Middle Ages*. (Charles Scribner's Sons, N. Y., 1974), chaps. 3, 7 を参照されたい。
- (7) この点は、イギリス中世年代記著作についてとくにケンドリックの指摘するところである。Kendrick, T. D., *British Antiquity*, pp. 1-2 参照。
- (8) フランクの年代記に関するこの事情については、とくに G. Huppert, *The Trojan Franks and their Critics*, *Studies in the Renaissance*, vol. xii (1965), pp. 227-241, 227. Kendrick (*supra*), p. 3 参照。なお、六世紀の歴史家 Gregory of Tours (d. 594) はこのかぎりではなかった。(ケンドリック三頁参照)。これについては、兼岩正幸・台幸夫訳「トウールのグレゴリウス・歴史十卷(フランク史)」(東海大学出版会・一九七五年)を参照されたい。また、イギリス史を含めて一般的には、R. W. Southern, *Aspect of the European Tradition of Historical Writing* 1-3, T. R. H. S. (5th Ser.) xx-xxii (1970~72) を参照されたい。
- (9) ネンニウスにおけるアーサー王伝説については、モムゼン前掲、その解釈については、Gransden (*supra*), pp. 10-11 参照。なお、これについては、T. Jones, *The early evolution of Arthur*, *Nottingham Medieval studies*, viii (1964), pp. 3-21 がある。
- (10) ショフロワ・オヴ・モンムートの本書については、従来中世大学研究の領域ならびに近代におけるロマン主義文学の素材論といった領域において、ひろく直接、間接の関心をひいてきた。しかし、歴史著作としての評価は高くないにもかかわらず、史学史的関心もたかまわっているといえるであろう。文献としては、ケンドリックならびにグランズデン各前掲関係箇所、他、最近、Geoffrey of Monmouth, *The Hist. of the Kings of Britain*, translated with an introduction by L. Thrope (Penguin Classics, 1966) など、J. S. P. Tatlock, *The Legendary History of Britain: Geoffrey of Chaucer's Period* (イギリス法史学史覚え書(佐々木))

- Mommouth's *Historia Regum Britanniae* and its early vernacular versions (Gordian Press, N. Y. 1974)がある。
- (11) ここではブルタス伝説とは、メロヴェエ王期時代の伝説以降、ノアの洪水以後のヨーロッパの所有者ヤフェ(Japhet)の子孫 Francus Romanus Brito Albans (それぞれ、フランク、ガリア・ロマン、ブリトン、アレマンの祖とされる)のうち、Britto なる人物、ネンニウスにあっては、トロイの英雄アエネアスの孫でブリテンの最初の住人 Brutus なるものが、スペインまでも征服したとする伝説をさす。かれは、ある時期においては、ローマ建国の祖ロムルス・レムルス兄弟の兄とされているが、この伝説の示すところは、イタリヤ人もフランク人も、またブリテン人も、すべて、トロイ起源であること——ここから、トロイ伝説とも同一視されよう——ブリテンの歴史はトロイ血族直系の王子ブルタスをもってはじまるということである。今日、ブルタスは D. Julius Gallicus (Council in 138 BC) に擬せられている。なお、ブルタス伝説はトロイ伝説はアングロ・サクソン年代記ではなくブリテン年代記(アングロ・ノルマン史書)の主張である。以上のことについては、Gransden (*supra*), p. 11, Kendrick (*supra*), p. 4 等参照。ブルタス伝説にはじまる歴史書には、たとえば Nennius, *Historia Britonum*. The 'Barnwell' chronicle (—1210). Robert of Gloucester, *Chronicle* (soon after 1270) Peter of Langtoft, *Chronicle* (13世紀後期・14世紀初期)があった。アーサー伝説は、マロリーの「アーサーの死」(Morte d'Arthur, 1485)以降よく知られたケルト系の伝説である。また、リア王伝説はシェクスピアにとりあげられた伝説であるが、伝説におけるリア王の系譜はアーサー王以前にブルタスに結びついている。すなわち、ブルタスの約一世紀後ガリアとゲルマニアを征した Ebrancus びぎが Balduf その子がガリア King Lear である(ケンドリック前掲書七頁)。マーリンの予言については後述七〇頁以下参照。
- (12) かかる意味での十二世紀ヨーロッパにおける知的活動については、概観的には、Haskins, C. H., *The Renaissance of the Twelfth Century* (Cambridge, H. U. P., 1927) の考え方が注目されてきた。とくに、歴史著作については同書第八章を参照。
- (13) この点についてはケンドリック・前掲書七頁参照。
- (14) 同・ケンドリック・前掲書七頁参照。

(15) ブルタス伝説の人物を表記するについては、年代記著作者、歴史家ともかならずしも統一した表記方法を用いているわけではない。また、物語自体にも、定型は認められるにしても、力点を異にして書かれる場合、多少の差異はある。以下に示す伝説はケンドリックによってまとめられたジョフロワの伝える伝説である。ケンドリック・前掲書七一九頁参照。

(16) 参考のため、今日史実と考えられている関係事件の年代をあげるならば、それはつぎの通りである。カエサルがブリタニア侵入（紀元前五五年）クラウディオスのブリタニア進軍（西暦四三年）、ロンドンの成立および道路建設はこの頃行なわれた。西暦一二年「ハドリアススの壁」と称される境界がつくられるが、これがローマ支配の北限であった。サクソン人がブリタニアに基盤を得はじめる時期は二七五年をもって画され、その後、ピクトおよびスコットが地歩を得はじめる（西暦三五〇年）。ローマによるブリタニア放棄は西暦四一〇年とされ、その後、同・四五〇年頃サクソンおよびアンゲル人のブリタニア植民がはじまったとされる。Gildas の本稿前掲書は五四〇年頃の作とされているが、この時期および、その後、ローマとの関係は主として宗教上の交流、布教活動を通じて保たれている。

(17) ヴォーテジャーソンもしくは、アムプロシウスは、ブリトン人であり、サクソン人を打倒した人物と考えられ、このブリトン人による対サクソン人抗争の象徴的な物語がヴォーテジャーソン物語であり、とくに、ネンニウスに顕著な物語である。なお、この点、詳細には、Gransden (*supra*), pp. 8—9 を参照されたい。

(18) ジョフロワは、このマーリンの予言を、ネンニウスによるブリトン人の対サクソン人抗争の物語によってしているとみられている。この予言は歴史を神の意思のあらわれとしてみる中世的立場では、かなりの重要性をもって利用されていた。しかし、その一般化は、ジョフロワに帰せられる。ジョフロワ以後の歴史記述におけるマーリンの予言については、Tatlock (*supra*), pp. 403—21 を参照されたい。なお、中世歴史記述におけるその典型としては *Orderic Vitalis, Historia Ecclesiastica Libri Tredecim*, 1123—37. があつた。

(19) この点、ケンドリック・前掲書九一—一〇頁参照。

(20) この点、ケンドリック・前掲書一一—一三頁参照。

(21) この見解は、とくに、Gransden (*supra*) によって明示されている見解である。しかし、歴史研究におけるこのような事

例は、前近代的事例として、わが国を吞めて、一般的にみられるとしてよいであろう。ヨーロッパに関しては次節を参照されたい。したがってまた、この種の事例は、史学史のひとつの原理を示す好例である。

〔二〕 チューダー期英国史観論争の経緯

(一) 同時代ヨーロッパにおける中世史観

ジョフロワの示した英国史観はジョフロワの独創ではなかったけれども、かれの時代にあっても全面的賛同が得られたわけではなかった。⁽¹⁾しかし、かれにあった宮廷人士にたいする一種の阿諛の姿勢とともに、かれの著作の流布の背景としてあったイングランドのもつヨーロッパ志向は、この中世英国史観が歓迎される所以であった。⁽²⁾そこには、中世フランス史の場合と軌を一にする、イングランドを古典古代に結びつける愛国的精神との呼応が認められた。そして、そのために、かれの史観は、チューダー期において、のちに示すような、その前時代・十五世紀におけるヨーロッパ由来のイギリス・ヒューマニストの否定的姿勢(本稿八〇頁参照)をもとめせず、受け入れられるであろう。しかし、このことは、同時代の歴史研究の発展からみて異常なことで、⁽³⁾当然、そこに、かれの英国史観が真の英国史観たり得るかどうかということをめぐるひとつの歴史論争が展開されるであろう。本稿本節は、この英国史観をめぐる論争の経緯を、その概略なりとも示そうとするものである。⁽⁴⁾

しかし、そのために、当時の歴史研究の傾向・水準と関連させるために、ジョフロワに示された伝統的伝説、具体的には、フランス史との共有部分、すなわち、トロイ伝説の、ヨーロッパにおける帰趨について、若干触れておきたい。⁽⁵⁾

(1) 今日の歴史家の通説によれば、フランスにおいて、歴史記述としてのトロイ伝説は、十八世紀以前には、フランスの起源に関する科学的説明によって明白に拒否され、おきかえられたとはい得なかつたとされる。⁽⁶⁾ その理由としては、国王の国民的民族的宣伝の必要性(たとえば、フランク人のゴッル人たることの強調の必要性)からくる政治的圧力および歴史批判力という方法論上の限界があげられた。⁽⁷⁾ しかし、十六世紀後半、あるいはすくなくとも一六〇〇年には、トロイ伝説は敵対視されるか、あるいはその影響力は失なわれたと考えられている。⁽⁸⁾ しかしながら、一方、十六世紀初頭には、年報(annals)もしくは年代記(chronicles)にあつては、トロイ伝説は、まさしくかけがえのないフランク起源史として存在していたことがあきらかにされている。⁽⁹⁾ つまり、フランスにおいては、この時期のフランス史記述になお中世的伝統を維持していたのである。

(2) しかしながら、フランスにおけるヒューマニズムの発展は、その歴史研究、とくに法史研究に、ゴッル的といふべき国民的要素を含めながら、言語学、文献学といった古事研究形式により、いわゆる古典主義および批判的精神を施用しつつあり、このような角度から、トロイ伝説は批判され、否定されつつあつたことも事実であつた。そのような歴史研究として、われわれはつぎのような事例をみるであらう。

(4) Robert Gaguin, *Compendium de origine et gestis Francorum* (Paris, 1495)—*Les Grandes chroniques*, (Paris : Galliot du Pré, 1514)・ガガンのこの著書はフランス史記述における最初のルネサンス的事例といわれているが、著者によるバルルマンの国民的歴史的位置づけが注目され、トロイ伝説については、懐疑的かつ批判的であつたと目されている。⁽¹⁰⁾

(2) Paolo Emilio, *De rebus gestis Francorum* (c.1517) — *Pauli Aemilii Veronensis. de rebus gestis Francorum libri III* (*Vuendantur in editibus Iodoci Bardi Ascensii, c. 1517*)・パオロ・エミリオはヴェロナのヒュマニストであったが、当時のフランスの宮廷において前(1)の著者の再来とみられたとされる。かれは、フランク人はゲルマン民族であると考えた。そのローマ的典拠については誤りを指摘されるものの、このように考えたエミリオは、トロイ伝説には疑いをもった。⁽¹¹⁾

(3) *Beatus Rhenanus, Rerum Germanicarum libri tres* (Basel: Froben, 1531)・著者は、第三世紀におけるハネジエリクをもとにして、トロイ伝説を否定した(パネジエリクはゴール侵寇以前のフランク人に関するもっとも信頼し得る史料といわれる)。しかし、この著者については、かれが、フランク人の歴史についてゲルマン語を話す海洋民族であったとした点(かれの第一テーゼであった)において、当時、全面的賛同を得たとはおもわれない。しかし著者は、第三世紀以前については史料をもたないとした(このことは、かれの第二テーゼであった)こととともに、たしかに、トロイ伝説をフランク古代史から奪ったには相違なかった。⁽¹²⁾

(4) *Estienne Pasquier, Des Recherches de France livre premier* (Paris, 1560)・フランスにおける十六世紀は法学研究と法学研究と一体をなして発展した歴史研究の発展の時代であった。この時代の歴史研究については、宗教戦争、フランスにおけるいわゆるガリカニズムの周辺におけるゴールの歴史思想の発展、その他の面から描き得よう。しかし、法学史ならびに史学史に関するかぎり、いわゆる^{リーガル・ナツメナリズム}法国民主義の展開、具体的には、国民的フランス法史研究の展開の時代として特徴づけることができるであろう。十六世紀後半は、ビュデらにより発展せしめられたルネサ

ンスの歴史研究が法学に反響し、フランス法史研究にすくなからぬ人物を生んだ。⁽¹³⁾

このような歴史研究の発展の過程にあって、フランク古史はどのように考えられたであろうか。

まずはじめに、ジャン・ボダンおよび同時代人はについて、フランク起源史についてのトロイ伝説に関する伝統的説明は⁽¹⁴⁾ともかくとして、フランスの古史については、實際上ほとんど知られていないとすることの自覚からの学問的発展の可能性があったことがすでに前の事例から示唆されるであろう。今日の研究では、前の事例とはべつに、この発展は、パーキエのフランス史によってなされたと考えられている。⁽¹⁵⁾

パーキエは、はじめ、トロイ伝説について懐疑的であり、しかも、国民の古起源に関する論議を時間の労費とみた。⁽¹⁶⁾そして、トロイ伝説を確実性もない単なる神話にほかならぬものとみた。要するに、トロイ伝説の想定する古い時代については知り得べきこともなくまた知らぬと認めたのであった。このパーキエの考えは、前の事例の著者の第二テーゼに相応する。⁽¹⁷⁾

しかしながら、フランスの古史は、パーキエもその一員に教えられる（法律家から歴史家に転じたグループ⁽¹⁸⁾）により試みられるにいたり、パーキエは前掲書一五六九年版において、みぎに示した消極的態度を捨てた。⁽¹⁹⁾そして、このことに関しては、かれの師オトマン（François Hotman）との関係が重要である。⁽²⁰⁾

⑥ François Hotman, *Franco-Gallia* (1573) およびその後・オトマンはトロイ伝説をまったく否定した。その方法は、ルネサンス期歴史研究の特色ある学問方法であったフィロロギアなる言葉で示される学問及至は学的方法であった。オトマンの描き出したフランス古史……それはまぎれもなく、ゲルマニスト的フランス法史であったわけであ

るが——について、ここで詳説する余地はない。しかし、オトマンの歴史方法は指導的な役割を果たし、フランス古史および中世史はフランス固有の歴史として認識され、その方向において、トロイ伝説なるものはオトマン以後十年足らずの間に全面的に拒否されるにいたったと考えられていることは指摘しておくべきであろう。⁽²¹⁾

(一) チューダー期イギリスにおける英国史観論争の経過…

(1) みぎにのべたように、フランスの古史としてのトロイ伝説はヒュマニストの歴史研究によって、十六世紀には、すくなくとも学問の世界からは追放された。これにたいし、イギリスにおいては、トロイ伝説を前提とするジョフロワ的ブルタス伝説にたいしては、大体においてイタリア的であった十五世紀におけるイギリス・ヒュマニストが同じ試みをなし、ほぼ成功したとみられている。⁽²²⁾ しかし、チューダー朝初代王ヘンリ七世の戴冠(一四八五)は、一般にジョフロワ的ブルタス伝説を再び一挙に伝統的歴史解釈たらしめた。すなわち、ウェールズ出身のヘンリー七世の政策的配慮もあり、ブルタス伝説の同系であるアーサー王伝説が継承すべきイギリス人の遺産として公認され、マロリーの「アーサーの死」(Morte d'Arthur, 1470, 1485)は、チューダー期における一般のアーサーリアーナを不動のものとしたわけである。しかし、ここに注意しなければならないことは、この現象は、当時のイギリス人の失なわれた対ヨーロッパ的勢力および対ローマ世界・ローマ教会が代表するローマ的文明世界およびに宗教的支配へのコムプレックスという観点から眺められる、いわゆるチューダー・ナショナリズムとも評される政治的現象でもあったという⁽²³⁾ことである。

(2) みぎにたいし、歴史研究の分野ではどのような態度がみられたであろうか。

(i) まずはじめに、Caxton's *Chronicles of England* (1st ed., 1480) がチューダー期年代記著作におけるみぎに述べた中世的英国史の基盤となった。そして、以後の年代記著作においては、本書自体の続刊のみならず、Fabyan (1516) Grafton (1543) Grafton (1568) Holinshed and Harrison (1577) 等、イングランド刊行の年代記はブルタス伝説したがってトロイ伝説を無批判的に受容したとみられている⁽²⁴⁾。

(ii) これらにたいし、ヨーロッパ大陸における歴史研究に親しんだとみられる歴史家達は、不完全とはいえ、史料批判を試みつつ、かかる中世的英国史観に反論していった。その第一のグループは、大陸ヒュマニズムに触れたスコットランドの歴史家達であり、第二のグループは、さきに示した大陸ヒュマニズムの影響をうけたイングランドのグループである。以下、それぞれについてその要点を簡単に示す。

(i) スコットランドの歴史家の事例

十六世紀スコットランドにはフランス・ルネサンスの渦中に学んだ John Major (1469—1550) がいた。かれは一五二二年 *Historia Majoris Britanniae* を刊行し、スコットランド史を含めた中世英国史観を一掃したといわれる。しかし、かれは、アーサー王伝説ならびにジョフロワの説くマーリンの予言を深刻に受け取ったといわれ、この点で、彼自身ならびにエラスムスとパリにおいて接触したと伝えられ、スコットランド古事研究にすぐれていた Hector Boece (*d.* 1536. *Scotorum Historia*, 1527) に劣ると評されるにいたる。後者は、中世英国史観を結局は認め⁽²⁵⁾ていない。

(ii) スコットランドにおける事例は中世的英国史観そのものに関して十六世紀におけるスコットランドでの固執が

すくなかったことの事例であるとともに、その基盤として大陸ルネサンス的歴史観・歴史にたいする考え方との直接の接触の成果につき、スコットランドが一步さきんじていたことを示すものである。しかし、十六世紀のすくなくとも前半においてのイングランドについては、中世的英国史観にたいする懐疑乃至否定にこのように歴史思想が成立していたとはみられていない⁽²⁶⁾。けれども、これにたいする例外的事例があった。それは、ヴァーシル(本稿(その一))

[11] 〔所掲 Polydore Vergil〕の事例である。かれはイギリスに渡ったとき、すでに、パオロ・エミリオ(本稿前出)らとならんで知名の学者であった。そして、中世英国史観に関しては、*Gildas' De Excidio Britannie et Conquestu* の編刊(一五二五年)という史料研究を試み⁽²⁷⁾、さらに、一五三四年のその英国史 *Anglica Historia* (一五四五・一五五五・一五五六・第七版一六五二)において、イングランドにおいて最初に、しかし、控え目ながら、中世英国史における伝説的部分すなわちブルタス伝説、アーサー王伝説を否定し去った⁽²⁸⁾。

しかし、ヴァーシルのこの帰結は承服されなかった。このことは、ヴァーシルの仕事が、史料批判にもとづく歴史研究という近代的観点からみるならば、かれの結論を拒否することが奇異に思われるほど重要な意味をもつものであったことから、また、いかにも興味深いことであったといえるであらう⁽²⁹⁾。

ヴァーシル以後の、かれとほぼ軌を同じくする歴史著作者には、John Rastell (*The Pastyme of People*, 1524) George Lilly (*Chronicon sive...enumeratio Regum*, 1548) Thomas Languet (*Chronicle* [Later Cooper's Chronicle], 1549) がつたにすぎない⁽³⁰⁾。

- (イ) ヴァーシルに対応した伝統的中世英国史観の最初のチャムピオンは、リーランド(本稿(その一)(二)(三) 〔所掲

John Leland)であった。かれはその二つの小冊子 (*Codrus, sive Luus et Defensio Gallo/fridi Arturii Monumetensis contra Polydorum Vergilium*, 1536. *Assertio inclytissimi Arturii Regis Britanniae*, 1544)において、ヴァージルの否定した中世英国史とくにアーサー王伝説を強力に支持した。また、リーランドと密接な関係にあったベイル(本稿(その一)〔二〕(三)所掲 John Bale)もまたかれなりにイギリス古史記述における中世的伝統を守った。⁽³¹⁾

リーランドおよびベイルは、際立ってかれらの領域であったといえた古事学および地誌学、もしくは両部門の総合により中世的伝統を裏付けていったといえるであろう。この方向にあっても、とくに、リーランドの本領は地誌学的古事研究にあった。しかし、この傾向にあり、かつ中世的伝統を保持した研究者はかれのみにとどまらず、なかでもとくに、⁽³²⁾ Sir John Price (d. 1573) は、その著 *Historia Britanniae Defensio* (~1545: Published, 1573) をもって知られている。また、ここに、リーランドの計画の一部に該当する仕事をなしたラムバード(本稿(その一)〔二〕(四)所掲 William Lambarde) を忘れてはならないであろう。⁽³³⁾

(3) チューダー期における英国史観論争は、一五〇〇年代の後半には、ヴァージルにたいするリーランドのはげしさといったことはなくなり、歴史書の多数は、中世伝説を認め、かつ包摂した英国史を伝えつづけた。そして、十六世紀末および十七世紀初頭には中世的英国史観はますます強固となるであろう。年代記著作のみならず、詩、劇作(とくに史劇)は中世的英国史観をもつ英国史に素材を得た。⁽³⁴⁾ こうした一般的状況にあって、法律家もまた中世的英国史観を認めていた。法律家のかかる英国史観の許容に関しては、われわれは、アガード(本稿(その一)〔二〕(六)所掲 Arthur Agarde) を含む「尚古学会」(本稿(その一)〔二〕(四)脚註(1)所掲)のメンバーのみならず、かのコウク(Sir

Edward Coke)にも、その事例をみるであろう。⁽³⁵⁾ 法律家の歴史に関する素養からこの中世的英国史観が追放されなければならぬとする事例については、われわれは十八世紀にいたってなお、これをみるであろう。⁽³⁶⁾

しかし、みぎに述べたことばかりがこの論争の帰趨ではなかったことも事実である。英国史研究の世界にあっては、カムデン(William Camden)(既出)の「ブリタニア」(一五八六、第五版一六〇〇)は、ヴァージルを正当と認めたのであった。⁽³⁷⁾ T. Twyne(前出)のような古事学的研究をもっぱら行なった事例はべつとして、チューダー期の古事学的研究ならびに歴史研究を英国史に集約した観のある本書が、ヴァージルを認めた意義は大きい。ここにも論争のひとつの結末がみられたといつてよいであろう。

(1) この点については、ケンドリック・前掲書一一―一三頁参照。なおジョフロワ以前の、ジョフロワがそれによったとされる文献については、ケンドリック・同書、五頁および Gransden (*supra*), pp. 203―4 参照。

(2) 献辞を通じて認められかれの宮廷にたいする姿勢、殊にその非歴史家的姿勢については、Gransden (*supra*), p. 204 を参照されたい。なお、当時のイギリスにおいては、国内における国王の領土主権理論ならびに、ヨーロッパにおけるイングランド王の領土主権主張のための理論としては、過去における栄光ある事実の主張が求められていた。それは、まさに、ノルマン王朝の求めたことであったからである。しかも、ジョフロワの著書が、他のたとえば、同時代のフランス人が、シャルルマーニュ崇拜を育くみつつあったフランス史観と比肩すべき英国史観(もしそれが歴史として成立するならば、それはシャルルマーニュ・フランスとともに西ローマ帝国理念に対抗する北海帝国の理念をもつものと考えられよう)を示したかのようにみえた。以上については、ケンドリック・前掲書九―一頁および Gransden (*supra*), pp. 204―205 参照。ただし、ここに示した解釈については、ジョフロワ自身の意図あるいは、当時の古事学的関心に照応した意味での、かれの著書の適切さの指摘、つまり、面白くかつ類がきわめてすくなかったとする指摘があることは、注意を要するであろう。もともと

ジョフロワの著書は、歴史書とはいえないとみることに、記録というよりはむしろ同時代の一史料でしかないことはこれを認めなければならないと考えられるからである。これらのことに關しては、主として、ケンドリック・前掲書一〇—一二頁、Grdsden (*supra*), pp. 206—207 参照。なお、詳細には Tatlock (*supra*), chaps. XVIII, X を参照された。

(3) このことについては、ケンドリック・前掲書三五頁参照。

(4) ケンドリックは、この論争を前掲書第六章 (VI. The Battle over British History. pp. 78—98) において概説している。しかし、ケンドリックの著書は本章を含めて、古事学的研究の歴史をその内容としている。したがって、本稿のような試みについてこれに全面的に依成することには若干のためらいを感じる。イギリスにおける歴史研究のはじまりをどこに求めるかという問題をここに考えなければならぬからである。また、古事学的研究は、歴史研究を含むことはあっても、歴史研究そのものとはいえないということももちろん考えなければならぬ。しかし、たとえば、イギリスにおける最初の真の歴史家といわないまでも、エリザベス女王の最初の歴史家として、カムデン(本稿(その一)九七頁所掲)をあげる例をみるまでもなく、歴史研究が古事学的研究のかたちをとって、あるいはとらざるを得ずして現われることも認めなければならぬわけだ。本稿は、敢えてケンドリックを、最良の導きとしようとするものである。以上の考慮については、ケンドリックのほか、H. Trevor-Roper, Queen Elizabeth's First Historian William Camden and the Beginnings of English 'Civil History', The second Neale Lect. in English Hist., 1971 (Jonathan Cape Ltd., 1971) が示唆的であった。

(5) この問題についての原史料を除く基礎的な文献は、A. Joly, Benoit de Sainte-More et le Roman de Troie (Paris, 1871). Denys Hay, Europe: the Emergence of an Idea (Edinburgh, 1957). Maria Klippel, Die Darstellung der Fränkischen Trojanersage (Marburg, 1936) 等である。これらを前提として、最近、George Huppert, The Trojan Franks and their Critics, Studies in the Renaissance, vol. XII (1965), pp. 227—241. がある。本稿、以下は主としてこれに基く。

(6) Huppert (*supra*), p. 228—F. Lot, La Gaul (Paris, 1947), p. 7.

(7) A. Joly の見解として Huppert の紹介するところである。Huppert (*supra*), p. 228.

チューダー期イギリス法史学史覚え書(佐々木)

- (8) Denys Hay の見解として同じく紹介されている。Huppert (*supra*), p. 228.
- (9) Huppert (*supra*), pp. 229—230 参照。
- (10) 事例(1)については Huppert (*supra*), pp. 230—231 参照。また Robert Gaguin の主張については D. R., Kelley, Foundations of Modern Historical Scholarship (Columbia U. P. 1970), pp. 55, 200, 212 等を参照。
- (11) 事例(2)については Huppert (*supra*), pp. 231—232; Kelley (*supra*), pp. 196, 210, 234—5 参照。
- (12) 事例(3)については Huppert (*supra*), pp. 232—233; Kelley (*supra*), pp. 93, 97, 154, 201—202, 210, 213 等参照。
- (13) パーキェについては Huppert (*supra*) pp. 233—4 参照。十六世紀後半における指導的法史研究者としては Pierre Pithou François Pithou Antoine Loisel Estienne Pasquier Claude Fauchet Louis le Caron 等をあつねらう。Kelley(*supra*), p. 245.
- (14) Jean Bodin, *Methodus ad faciliem historiarum cognitionem* (Paris, 1556). Huppert (*supra*), p. 233 参照。
- (15) Huppert, *ibid.*
- (16) Huppert (*supra*), p. 233—E. Pasquier, *Recherches de France* livre premier (Paris, 1560), pp. 53—55.
- (17) Huppert (*supra*), p. 233 参照。
- (18) Huppert (*supra*), p. 234
- (19) Huppert (*supra*), p. 234—Pasquier, *Des Recherches*. livre premier et second (Paris: P. L'Huilier, 1569), pp. 30—31.
- (20) この項のオトマンについては Huppert (*supra*), pp. 234—5. その背景、思想、方法等については取り敢えず *Franco-gallia* by François Hotman (By R. E. Giesey and J. H. Salmon. Cambridge at the U.P., 1972, Editors' Introduction が要を得ている。本稿ではかれの学問の憲法史的意義につき、のちに、サー・エドワード・コウクの場合と対比するようになるので、ここではトロイ伝説関係にとどめておく。トロイ伝説については、同書一九一六一九八頁参照。
- (21) この書編が Jean Du Tillet, *Les Mémoires et recherches*(Rouen, 1578). Nicolas Vignier, *Sommaire de l'histoire*

des François (Paris: Nivelle, 1579) François de Belleforest, Les Grandes annales et histoire generale de France (Paris: G. Buon, 1579). 上記前二著の刊行年次を示して Huppert のなすところである。Huppert (*supra*), pp. 235. 236—7. 参照。

(22) 事例として、Abbot John Whethamstede of St. Albans (d. 1465) *Gramarium* (c. 1435). があげられ、また、Humphrey, Duke of Gloucester (1391—1447) 及びそのグループにおける年代記著者 Thomas Rudborne 及び John Capgrave (1393—1464) があげられる。また、Humphrey 以後、十五世紀イギリス・ヒューマンイズムは、イギリス人により荷担され、ほぼ二世代後に、William Sellyng (d. 1494) William Grocyn (1446?—1519) John Colet (1467?—1519) Thomas Linacre (1460—1524) らが活躍するわけであるが、そのため、この中世的な物語は、その擁護者の相対的な弱さをもって、重大な存亡の危機に瀕したとみられている。ケンドリック・前掲書三五頁参照。なお、みぎのイギリス・ヒューマンストの活動ならびに、とくに、イタリア、フランスのヒューマンストとの交流関係については、R. Weiss, *Humanism in England during the Fifteenth Century* (3rd ed.; 1967), ckaps. I, II, III, X, XIII が詳細である。

(23) 中世的英国史観の復活の様子は、しかし、その予言的な部分の実現を、きわめて愛国的に頌したり、国王軍制、衣裳、紋章に利用したり、アーサーの再現を皇太子に認めたり、いささか単純といえた。しかし、政策として、アーサー王的遺産 Arthurian heritage を強調することの意味は、バラ戦争（一四五五—一四八五）の凄惨な剋斗の背景を見ずしては考えられない。また、より一層、百年戦争（一三三九—一四五三）の後のイギリスの懐古的愛国心とは無縁ではない。そして、そこには、イギリス王もまたヨーロッパ・フランスの場合と同じくトロイ出身の高貴なる系譜のもとにある王であり、その君臨するイングランドはヨーロッパ大陸と比肩し得る歴史を有するという中世英史観を許容する一種のヨーロッパ志向も認められるであろう。以上については、ケンドリック・前掲書三五—三九頁参照。

(24) J. Evans, *A History the Society of Antiquaries* (O. U. P., 1956), p. 2 参照。William Caxton (1422?—1491) は、イギリスにおける最初の印刷業者と考えられている。ここに示したかれの年代記以降のブルタス伝説を伝える諸年代記揭示については、ケンドリック・前掲書三九頁参照。なお、この年代記による無批判的受容は、中世的英国史観のチューダー・チューダー期イギリス法史学史覚え書（佐々木）

一的態様のひとつとみてよいであろう。そしてもしそのようにみるならば、ここに示す英国史観論争の次元はより限定的に考えられるであろう。事実、この論争は、歴史研究の進展にとくに寄与したとみるべきであろう。このことについてはのちに触れる。

- (25) Major と Boece とは、時代を同じくし、ともに、エラスムスの名によって示される当時のルネサンス的学問精神をパリで吸収している。かれらの仕事はスコットランド史を描くことであったが、ともに、十二世紀におけるジョフロワの歴史記述と近代的古事研究との間を彷徨していたといえるであろう。ケンドリックは、後者についてとくにこのことを指摘している(ケンドリック・前掲書六五―六八頁、なお、前者の反中世主義ルネサンス的傾向については、ケンドリック・前掲書七八―七九頁参照)。

- (26) 但し、批判的歴史書 Robert Fabyan, Cronycles (Pynson, 1516) John Rastell, The Pastyme of People (1529) きた、歴史家 John Twyne (1501?―1581) の存在は重要である。これらについては、ケンドリック・前掲書四一頁参照。なお、Twyne には、*Rebus Althionics*(Published, 1530)がある。Twyne については、本稿べつに言及する(本稿九四頁参照)。

- (27) Gildas (d. 570) はブリタニアにおける最初の歴史記述家と目されている。しかし、かれの著書は、キリスト教化されたブリタニアの歴史にその範囲を限定しており、その意味でローマ的であった。ヴァージルは、この著作を、客観的かつ厳格な史料批判を加えつつ編刊し、確定したとみられている。本書の中には、中世伝説中の人物 Ambrosius Aurelianus への言及が含まれている。本書の編刊はその後、パーカー(本稿(その一)(二)(四)参照)の秘書 John Joseelin によってもなされている(一五六八年)。なお、ヴァージルの編刊事業はインゲランドにおける最初の古史料研究とされている。以上については、ケンドリック・前掲書八二―八三頁参照。Gildas については、Gransden (*supra*), pp. 1―5 参照。

- (28) ヴァージルの英国史については、Camden Soc. Pub. (Old Ser.), vol. 29, XIV―XV. その不詳につき同. XX―XXI. なお、本稿の記述についてはこの点、ケンドリック・前掲書八三頁参照。

- (29) ケンドリックは、このことを、ヴァージル個人の名声に仮託して強調しているが、背景としてチューダー的愛国精神の存在をその原因として考えている。同・前掲書八三頁。

- (30) ケンドリック・前掲書八五頁。
- (31) ベイルの英国古史は、その学識からみると奇妙でしかない。その原因としては、宗教的偏見、反ルネサンス的偏見、反ローマ感情などが考えられるが、かれの英国古史は、トロイ人たるブリテンの住民以前のブリテンの人々の歴史を創生紀的に描き出そうとし、ノアの孫 Samoths (d. 2014 B. C. 大陸ケルト人およびブリタニアの最初の王・紀元前二〇一四年死) から英国史を描き出そうとした。もちろん、そこには、これまで示してきた英国古史も含まれる。しかし、かれの歴史は、John John Caius (d. 1573), *De Antiquitate Cantabrigiensiis Academiae* (1568) に限定的に認められた。その学識界への提示は、Lambarde, *Perambulation of Kent* (1576) によってなされ、Holinshead and Hasrison's *Chronicle* (1st ed., 1577) によって提示された。ヨーロッパにおおむね、Richard White of Basingstone (1535—1611), *Historia Britanniae*……*libri, Donai* (1597—1607) によって再び学識界に提示されよう。かれの信奉者は、John Lewis (1603—12・英国史著作) William Slatyre (1587—1647) *Palae-Albion or the History of Great Britanie* (Brutanie) (London, 1621) Sir Robert Filmer, *Patriarcha*, London, 1680 等であった。かれについて注意すべきことは、かれの荒唐無稽な英国史観と、かれの大陸との交流との対比である。かれは、さきに述べたように、むしろ大陸、ルネサンス精神に背を向けたのであった。以上、ケンドリック・前掲書六九—七六頁を参照。
- (32) 反ヴァージルの諸家については、Camden Soc. Pub. (*subra*), XX—XXIII 参照。本文所掲プライスによる書物は、イギリス古事に関する偉大な書物のうちに数えられると考えられている(ケンドリックの指摘)。Price の仕事については、ケンドリック・前掲書八八—九〇頁。
- (33) ケンドリック・前掲書七三頁参照。
- (34) 以上に関する概説については、ケンドリック・前掲書三一頁参照。
- (35) アガードおよび尚古学会における中世的英国史観については、ケンドリック・前掲書、一〇〇—一〇一頁参照。コウクについては、Pocock, I. G. A., *The Ancient Constitution and the Feudal Law*, p. 40 参照。同書掲示の偽似法史理論については、本稿のちに改めて説明する予定である。

- (36) Lteer (the Third) written by Lord Mansfield, to Mr. Drummond, in 1774. (Lord Mansfield *et al.*, A Treatise on the Study of the Law (1797—Rep. ed., 1974), p.38 *et s.*) 参照。
- (37) ケンドリック・前掲書一〇八頁参照。カムデンについては、本稿(その一)九九頁脚註(1)参照。

〔三〕 チューダー期英国史観論争の結末と英国史研究の方向

(一) 初期英国史観論争の空洞化乃至は疎外事情・さきを示したようなチューダー期における英国史観論争は、殊にその最初の段階において、その立役者、その歴史研究の発展史的事情、等からみて、いかにも強烈な印象を与えた。そして、チューダー期の後半に入るをまたずして、結局はリーランド以降の中世的英国史観が、恰も勝利を得たかの如くであった。また、その後も、その命脉はきわめて長期に亘って保たれてきたといえる。しかし、その故をもって、リーランドの中世英国史観をチューダー期における英国史観と断定することには、かなりの抵抗があるというべきであろう。なぜならば、チューダー期における歴史研究を導びいてきたのは、このいわば一般化されたといえる英国史観ばかりではなかったし、また、英国史観論争そのものも、論争のそれぞれの側において、つねにヴァージル・リーランド的論争の次元において、という意味で情熱的に、また二者撰一的峻烈さをもってなされてきたわけでもなかった。このことは、ほかならぬリーランド的地誌学的研究においてすら、あきらかであり、この傾向にあっても、トロイ伝説、ブルタス伝説およびアーサー王伝説が、とくに、地誌学的古事研究の精密化とともに、もとのかたちで論じられつづけたわけではないということを知るならば、より印象的な事柄である。つまり、ヴァージル・リーラン

ド論争において、主張された素朴かつ単純な中世的英国史観は、その主張の事例にあっても、英国史研究の舞台から遠ざかりつつあったのである。そして、もしそうであるとすれば、この論争の帰結として一見したところ考えられる中世的英国史観、一般化の傾向は、かりに長くその命脈を保ったとしても、歴史研究を導びくべき真の英国史観とい得たかどうかは疑問であるといえるであろう。このことは、本稿のちに示すことになるが、とくに、代表的なモン・ロー法律家であるサー・エドワード・コウクがかかる中世英国史観を、かれが歴史家的意識をもって意識していたかどうかは疑問であるが、きわめて非歴史的に援用していた事例などはこのことを証するものである。また、チューダー期全体を通じて、およそ知的グループを形成した人々が、おそらくは、このいわば再認識された中世英国史観に真面目に取り組んだというよりも、無関心としかいえない態度を示したと考えられることは、それはそれでまた注目すべきであろう。⁽¹⁾ そのような現象は、チューダー初期的英国史観論争の空洞化乃至はそれからの疎外とみることができるからである。

それでは、何故にかかる現象が生じたのであろうか。この問題については、今日、事態の推移そのものよりその条件の確認の方法による説明が求められていると考えられるので、⁽²⁾ 以下、その考えの示す諸条件について簡単に説明しておきたい。

(二) 諸条件 (1) 一般的条件…一般的にいつて、チューダー期に群出した歴史家達がそれぞれ容易に確定し難い個人的な歴史思想および研究傾向を持っていたことが指摘される。事実、初期英国史観論争後の古事学的研究の多様性、多元性が、研究水準の問題とはべつに認められたのであった。⁽³⁾ もっとも、このことの指摘は、チューダー期歴史研究

の個人的色彩が、チューダー期初期以降、おとろえることなく強まっていったひとつの傾向、すなわち、ルネサンス的傾向を示すことにほかならない。そして、もちろん、われわれは、この傾向の頂点として、ツウイン(John Twyne)やカムデンの研究事例が挙げられることを知るわけである。⁽⁴⁾

(2) 歴史研究的条件 つぎに、同じ趣旨で、以下の諸条件を考慮に入れなければならないとすべきであろう。その諸条件とは、以下に示す、チューダー期における歴史研究⁽¹⁾ 英国史研究に具体的な寄与をなしたと考えられる史学史的⁽⁵⁾ 条件というべき条件である。

(1) 宗教論争の影響 たとえば、フランスにおいては、いわゆるユグノー戦争がオトマン(前出)のフランスの歴史記述に大いなる影響を及ぼし、もちろん、他の影響方とともに、かれのフランス古史思想を方向づけていた。これにたいし、本稿すでに示したように、イギリスにおいては、修道院開散が、リーランドを含めて、リーランド的古事研究の刺激となったわけであったが、のちには、イングランドにおける教会古史、とくにアングロ・サクソン教会史という、より近い時代の歴史が、いわば、信仰体制の正当化の主張という実際の必要性から求められた。すなわち、歴史研究の関心は、伝説的過去から実際の過去 *Practical past* に移ったのである。そして、そのあらわれとして、アングロ・サクソン史の研究を得るであろう。⁽⁶⁾

(2) 大陸ヒュマニストの影響 本稿でしばしば示してきたように、批判的歴史研究は、ヴァーヂルをはじめとして、大陸におけるヒュマニストの影響のもとになされた。歴史家達にこの大陸ヒュマニストの歴史研究の影響がどのようなかたちで及んだかという問題は、それ自体、重要な問題であり、本稿にしばしば触れて来た以上に、ここにそ

のすべてを示すことはできないが、すくなくとも、チューダー期後半にあっては、ヒューマンIST的歴史研究の方法が一般化したと考えられることは容易にこれを指摘し得るとされるであろう。⁽⁷⁾

(三) 以上に述べたことは、チューダー期における英国史観論争について、同時期における歴史研究発展の一般的事実がそれぞれ重要な意義をもったことにほかならない。そして、この考え方から、英国史観論争を眺めるならば、われわれは、この論争のうちに、中世的英国史観の一般的受容とともに、いわゆる歴史研究という学問分野にあっては、その実際のな、しかし、反中世的な進展をみることができるといえるであろう。しかし、その進展には、大陸における歴史研究の進展と呼応する学的進展をみることができるとすべきであるにせよ、イギリス独自の、しかし、なお、きわめて個性的な発展を、研究者およびその対象についてとくにみることができるとすべきであろう。しかし、本稿に関するかぎり、この事情は、なお、イギリスにおける近代法史研究の先駆的事象としてこれをみるといったべつの角度からこれを説明する必要があるらし、本稿は、これを、つぎの各部分で行なう予定である。

(1) チューダー期における中世的英国史観の主張は、多分に政策的なものであった。また、それに、反ロマニズムあるいは、ウェルズ人に認められた、反サクソニズムに支持されていたことも事実である。しかし、ヴァーシル等による批判は、大陸におけるルネサンス歴史研究という背景をもっており、このことは、宮廷における文化的傾向と呼応していたとみてよい。ケンドリックはこのことに関して、王子アーサーのためのチューターChaucerの読書目録に、英国史が含まれなかったこと、チューダー諸王の賢明さは伝説的英国史を対ヨーロッパ政策のための歴史として認めたにしてもこれを信じなかったこと、ヴァーシル等にたいして攻撃的でなかったこと、等をあげて、宮廷においては、一般の傾向とは逆であったと推論している。以上につき、ケンドリック・前掲書四二―四三頁参照。

- (2) ケンドリックは、いわゆる「英国史」論を衰退せしめた原因のひとつとして、エリザベス時代の近代的古事研究が、当時の時点において、合目的化した(実際の過去を問題とするにいたった)ことを示し、そのような性格をもった古事研究の出現の理由として、(1)大陸ヒュマニストの伝統の影響の圧力 (2)宗教論争の影響 (3)Antonine 巡歴記の最初の印刷版の出現 (4)ビュデの貨幣学的業績 (5)Abraham Ortelius の個人的影響ならびに説得力 (6)アメリカ大陸の発見の古事学的結果を列挙している。ケンドリック・前掲書一四一―一五頁。及びのうち、(3)は Ptolemy's Geographia(published at Vicenza in 1475)とともに、イギリス古事研究の最初のフレームワークを与えたとされる Antonine Itineraries (Paris, 1512: Venice, 1518) を示し、Robert Talbot (c. 1505―58) がその英国史にまずこれを素材とした (この点 J. Evans(supra), p.2 参照) ローマ的イギリス古事学研究事例といえよう。Abraham Ortelius (1527―1598) は、カムデンの友人であり、その「ブリタニア」著作に影響を与えた。古事学的研究と歴史研究とは前者が、主として地誌学的であった以上、当時においても異なったものとして考えられようが、英国史記述を生んだという点で、本稿では敢えて区別するには及ばないと考える。なお、ケンドリックは、とくに、(2)および(6)を重視している。

- (3) この時代、すなわち、イギリス・ルネサンス期という時代に、なに故に、多くの歴史家が生まれ、たとえ今日でいう歴史研究と等質でないにせよ、数多くの歴史著作を生んだかという問題については、より徹底したこの時代の学問史研究にまたなければならぬ。史学史家は、この問題についてなお、答を得ていないとすべきであろう。この点、H. Butterfield, Renaissance Art Modern Science, University Review (Univ. of Sussex), Vol.I (1954), pp. 25―37 (H. P. Kearney(ed.)), Problems and Perspectives in History (Longman, 1964), pp. 3―17) 参照。

- (4) John Twyne (d. 1581), *De Rebus Alibionis Britannicis aequae Anglici*(s1590). 本書は一五五〇年頃書かれ、著者の子 Thomas Twyne によって刊行された。著者は、のちに、カンタベリー古事研究者グループのうちに位置づけられる。カムデンは、十六世紀末というよりも十七世紀初頭の英国史の旗手として存在し、その影響は John Clapham (d. 1618) John Selden (1584―1654) 等、第一級の歴史家に及んだ。カムデンについては、本稿は次稿において改めて触れる予定である。

(5) 以下は、ケンドリックのあげた諸理由のうち、本稿に直接関係がある理由を抽出したものである。

(6) 宗教上の論争と古事学研究との関係については、つぎのことが重要である。まず、宗教改革運動について古事研究が求められるべきことは、ヘンリ八世によって知られていたことは、リーランドの伝えるところであった。また、マリー女王の時代に John Dee が教会古事研究整備体制を設けるべきことを請願した(一五五六年)この点、本稿(その一)八五頁参照)。さらにエリザベス一世が、一五七〇年の二度にわたり教会古事記念碑保護宣言を行なったといわれる。このようなあらわれをみた古事研究は、傾向としては、宗教改革によるイングランド教会史の断絶にたいし、その継続性を主張することにより、どちらかといえば、国教忌避の傾向に拍車をかけた。しかし、これにたいして、アングロ・サクソン教会研究が登場するにいたる。その初期の事例として、一五四〇年頃なされた、リーランドの Reformation Propaganda の資料としてアングロ・サクソン教会古事研究があり、より規模の大きなパーカーおよびそのグループによるアングロ・サクソン研究があり、さらに、ラムバードの研究があった。そして、やがてこれらもまた、カムデンに結びついたと考えられる。以上についてはケンドリック・前掲書一一五頁ならびに、本稿(その一)関係事項参照。なお、オトマンの場合については、*Franco-gallia* by François Hotman (Camb. U. P. Ed., 1973) pp. 38—52 参照。

(7) このことを記する事例として、とくに、先に触れた Richard White of Basingstone (1535—1611), *Historiarum (Britanniae) libri, Douai* (1597—1607) があげられる(本書については、ケンドリック・前掲書七四頁参照)本書は、十六世紀後半におけるゴールならびにゲルマン人に関する歴史書を読んだ上で書かれたということが強調される(ケンドリック参照)。なお、本稿八九頁所掲脚註(31)参照。(つづく)